# 東金市新行政改革大綱(改定版)

平成 12 年 3 月改定

東 金 市

はじめに

21世紀を目前にして、少子・高齢化、国際化、高度情報化時代の到来、地球環境問題への取組み、さらには地方分権の推進などにより地方自治は新しい時代を迎えるなど、新たな潮流により時代は大きな転換期にあります。

本市においては、このような変革の時代を的確に捉え、山武郡市の中核都市として、また、長生・山武地方拠点都市地域における中心都市として、先導的役割や施策の積極的展開など、その果たすべき役割は増大していると自覚しております。

こうしたなかで、社会経済情勢の変化や地方分権の更なる推進に柔軟かつ弾力的に対応 できるよう民意を取り入れ、最少経費をもって、住民福祉の向上と、個性的で活力のある 地域社会を構築していくことが求められております。

そのためには、経済情勢の好転が確かな手応えとして感じられない状況において、本市の厳しい財政環境を認識し、職員一人ひとりが市民のための公務員として、その使命に徹するとともに、自らの意識改革を図り、簡素で質の高い自治体に変革を遂げていくことが必要であると考えます。

このようななかで、平成7年度に策定した「東金市新行政改革大綱」に掲げる基本的事項が、社会情勢の変化により見直しの必要があることから、平成12年度以降の新たな取り組みの指針となるべく「東金市新行政改革大綱(改定版)」を策定いたしました。

これまでも、行政改革は永遠に取り組むべき課題として捉え、努力を重ねてきたところではありますが、今後も更なる努力を重ね、21世紀に向け一層の飛躍・発展を目指し、「市民本位の市政」「ガラス張りの市政」を徹底し、市民の皆様とともに活力と魅力に満ちた東金市の創造に努めて参りますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

平成 12 年 3 月 31 目

東金市長 志賀直温

行政改革を推進する基本的な考え方

- 1 行政改革の必要性
- 2 これまでの取り組み状況 行政改革の進め方
- 1 社会経済情勢の変化への対応
- 2 数値目標の設定
- 3 地方分権の推進への対応
- 4 財政構造の健全化
- 5 職員の意識改革と能力開発
- 6 市民参加の推進 行政改革の推進項目
- 1 事務事業の見直し
  - (1) 事務事業の整理合理化
  - (2) 行政運営プロセスの改善
  - (3) 民間委託等の推進
- 2 財政構造の健全化
  - (1) 歳入の確保
  - (2) 歳出の抑制
- 3 組織・機構の見直し
  - (1) 庁内組織の見直し
  - (2) 庁外組織の体制の検討
  - (3) 外郭団体の活用の推進及び見直し
- 4 定員管理及び給与の適正化の推進
  - (1) 定員管理の適正化の推進
  - (2) 給与制度及びその運用の適正化
- 5 人材の育成・確保と活力の発揮
  - (1) 能力開発の推進
  - (2) 人材の活用
- 6 情報化の推進と窓口業務等行政サービスの向上
  - (1) 事務処理のOA化の推進
  - (2) 行政情報のネットワーク化
  - (3) 窓口対応の改善と行政サービスの総合化
- 7 公正の確保と率明性の向上
  - (1) 行政手続制度の適正な運用

- (2) 行政情報の公開の推進
- (3) 監査機能の強化
- 8 市民参加の一層の推進

# 行政改革を推進する基本的な考え方

# 1 行政改革の必要性

市政運営の目標は、市民が安心して豊かな暮らしがおくれ、幸せを実感できるよう、 市民福祉の向上を図るためには「最少経費で最大効果」という行財政運営の基本理念 にのっとり、限られた資源を効率的かつ計画的に配分し、市民ニーズに的確に対応し た施策を展開していかなければならないと考える。

このような状況のなかで、今日の地方財政は、多額の借入金残高を抱え、公債費が 累増するなど、財政構造は硬直化する傾向であり、ますます厳しい環境にあるといえ る。

本市は、バブル経済崩壊後の景気低迷により、市税収入をはじめとする歳入が伸び悩むなか、都市基盤整備等を積極的に推進するなど、市民福祉の一層の向上を日指して、市債の積極活用、基金の取り崩し等により収支の均衡を図ってきた。その結果、市債残高が増加し、財政調整基金の残高についても減少傾向にあることから、厳しい財政状況に直面している。

また、地方分権の推進に伴う行政ニーズに加え、介護保険制度の実施、環境施策に対する全市的な取組、子育て支援施策の推進等行財政を取り巻く状況は次々に変化しつつある。

このため、常に事務事業、組織体制等行政運営のすべてについて、新たな視点による自主的・主体的な自己評価を行いながら、見直しを進める「行政改革」への取組が必要である。

#### 2 これまでの取り組み状況

本市では、行政改革を推進するに当たって、行政委員会も含めた全庁的な組織として、市長を本部長とする「東金市行政改革推進本部」を設置し、民間の有識者からなる「東金市行政改革懇談会」の意見を踏まえ、昭和61年2月「東金市行政改革大綱」を策定し、これに基づき取り組んできたところである。そのなかでは事務事業の合理化、組織・機構の検討、民間委託の拡大などの改革を進めてきた。

そして、平成8年3月「東金市新行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理及び給与等の適正化の推進、職員の能力開発等の推進、 行政の情報化の推進などを重点事項に掲げ行政改革に取り組んできた。

## 行政改革の進め方

新たな行政改革を進めるに当たっては、本大綱を指針とし、行政委員会、公営企業も 含め全庁一体となって取り組むこととする。

また本大綱に基づく実施計画については、平成 12 年度に策定することとし、実施計画は社会経済情勢にあわせ見直しを行う。

#### 1 社会経済情勢の変化への対応

少子・高齢化、高度情報化等社会経済情勢の変化や環境施策等市民の価値観の多様 化に柔軟かつ弾力的に対応するため、ニーズの把握に努めその実現を期して、効率的 な行財政運営と効果的な市民サービスの提供を図る。

## 2 数値目標の設定

行政改革の取り組みの内容について、できる限り数値目標の設定を図り、具体的で 市民にわかりやすくするとともに、行政改革に関する情報についてもインターネット 等を含めた様々な媒体を活用し、積極的な広報に努める。

# 3 地方分権の推進への対応

地方分権の推進に伴い、地方自治体の権限が増大し、行政の自主性が広がることから、組織や事務の一層の簡素効率化を図りつつ、地域の実情に応じ創意工夫の下に、特色のある施策の展開と市民の立場からの行政サービスを実力缶できる体制を確立する。

#### 4 財政構造の健全化

長引く景気低迷により市税収入等の伸び悩みに加え、大規模な地方単独事業の執行による公債費の増額等義務的経費」が増加するなど、今後の財政運営はますます厳しさを増すことが予測されるため、財政構造及び財政運営手法の改革について最大限努力する。

#### 5 職員の意識改革と能力開発

行政改革は、職員が自らの課題として意識し取り組むことが望まれるため、主体的な創意工夫を引き出す仕組みを設ける一方、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で、かつ市民本位の施策が実施できるよう、職員の意識改革を図る。

また、職員一人ひとりの資質向上や能力開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ 人材の育成に努めるとともに、「最少経費で最大効果」という行政運営の基本原則に 立ったコスト意識の醸成を図る。

# 6 市民参加の推進

市民本位の市咳運営には、行政内部だけの努力には留まらず、市民の自発的・積極的な参加と、企業の地域社会における役割の重視等協働関係の構築を図る必要がある。そのためには、行政の情報公開・広報広聴の充実など、市民への説明責任を全うし、各種計画等の策定への参画を推進する。

## 行政改革の推進項目

# 1 事務事業の見直し

景気の回復が未だ不透明である現今において、限られた財源の中で、高度化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題及び社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、緊急性、行政効率、優先度等を十分勘案し、事務事業の見直しを行う。

# (1) 事務事業の整理合理化

現下の厳しい財政状況の下、時代の変遷に応じ必要性や行政効果が低下したもの、また現在の市民ニーズに適合していないもの等既に役割を終えていると考えられる事務事業はもちろんのこと、行政郊果の測定が困難なものや慣例的に長期にわたり毎年行っている事業等についても再度その意義を確認のうえ、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし整理合理化を進める。

また、事業実施に当たっては、市民ニーズに的確に対応した総合的・機能的な。 施策の推進を図り、緊色度、必要性、行政効率を考慮した適正な事業の選択や民間 活力の活用に努めるものとする。

# (2) 行政運営プロセスの改善

地方分権の進展に伴い、新時代の市政運営を進めるため、事務手続の簡素・合理 化や業務執行体制の改善は不可欠であり、また規制緩和の視点からも許認可等の事 務手続について見直しを行い、市民の利便性及び公務能率の向上を含めて業務プロ セスの改善を行う。

#### 【主な改革検討事項、】

各種手続の簡素化について OA 化、電子データ化の検討について

#### (3) 民間委託等の推進

施設の維持管理業務等の定例的な業務や専門的知識・技能を必要とする業務などについては、自主事業により執行する場合に比較し、民間委託等により実施することが適当と認められる事業に関しては、行政責任の確保、市民サービスの維持向上、効率性及び経済性等の視点からこれを推進するものとする。

#### 【主な改革検討事項】

学校給食業務委託の拡大について 子育て支援施策における民間委託の推進について

# 環境施策における委託の拡大について

# 2 財政構造の健全化

国、県と同様に本市財政も近年の経済情勢を反映し、市税収入が低迷するとともに、 人件費、公債費、扶助費等の義務的経費が増加傾向にあり、非常に厳しい状況にある。

今後、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応し、活力にあふれ幸せを 実感できる市民生活が営めるような各種施策を展開するためには、財政構造の健全化 を常に意識し、維持していくことが必要である。

#### (1) 歳入の確保

歳入の大宗を占める市税収入の確保一に最大限の努力を傾注しながら、受益者負担の原則から、その適正な確保を図るため、市民の理解を得ながら、使用料・手数料について全般的な見直しを行う。また、今後の利用が困難な遊休土地については、その売却を図り、その他の歳入についても積極的な確保を図る。

# 【主な改革検討事項】

市税等の徴収率の向上について 使用料・手数料の見直しについて 地方税制における新税の検討について

#### (2) 歳出の抑制

市税収入等の歳入に見合った歳出規模を確立するために、一人件費の抑制、内部 管理経費の徹底した削減、投資的経費等の抑制に取り組んでいく。

#### 【主な改革検討事項】

補助金等の見直しについて 入札制度の見直しについて 業績評価システムの導入検討について 公共工事のコスト縮減について

#### 3 組織・機構の見直し

少子・高齢化等社会経済情勢の変化及び新たな行政課題や市民の多様化するニーズに対応していくため、スクラップ・アンド・ビルドを基本原則とし、組織・機構全般にわたり点検を行い、必要性の視点に立った整理縮小、効率的な業務運営の視点による事務の統廃合を行うとともに、新たな行政課題に対応し得る組織の検討等、引き続き組織・機構の整備を図る。

## (1) 庁内組織の見直し

既存の庁内組織については、事務事業の進捗状況にあわせ極力スリム化を図ることとし、効率的な行政運営を行うための組織を確立する。

また、今後の政策形成に当たり、「政策プロジェクトチーム」を全庁職員の中から選択し、幅広いスタンスによる施策の充実に努める。

# (2)庁外組織の体制の検討

市民サービスの更なる向上を図るため、市民に身近な公民館・図書館等について利慣性の向上など、市民の要望に即応できる体制を整備する。

## (3)外郭団体の活用の推進及び見直し

外郭団体は、増大する福祉・教育・文化・スポーツ等の市民ニーズに柔軟的に対応するため、行政の補完的組織として重要な役割を果たしてきていることから、さらに適切な活用を図る必要がある。

また、組織については、社会経済情勢の変化等に即応して常に検討を行い、更なる効率的な運営が図れるよう努めるものとする。

## 4 定員管理及び給与の適正化の推進

行政需要に即応したサービスの展開を図るため、適正な定員管理を推進するととも に、職員の給与についても更なる適正化を図るべく努力する。

# (1) 定員管理の適正化の推進

市民ニーズの高度化・多様化に加え地方分権の推進等による行政需要の増大に弾力的かつ的確に対応し、住民サービスの向上を期するには、事務事業・組織を勘案し、あるべき定員を精査のうえ、計画的な管理を行っていく必要がある。

また、介護保険事務、環境問題、子育で支援等新たな行政サービスの発生による 増加要因に対しては、全体の事務事業の見直しにより余裕を生じる人員の配置一転 換によって対応し、季節的・一時期に高まる行政需要については、業務内容に応じ 臨時・非常勤職員を活用するなど、引き続き定員管理の適正化に努める。

## (2) 給与制度及びその運用の適正化

職員の給与については、人事院及び千葉県人事委員会の勧告制度を踏まえ、国・県及び他市町村との均衡を配慮し、また、本市の財政状況を勘案して決定するなど、引き続き適正化に努めることとし、時代の流れの主流である職員の能力、実績及び責任性に応じた給与制度及びその運用について検討する。

また、特殊勤務手当などの諸手当についても、制度本来の趣旨を踏まえた見直し を行う。

## 5 人材の育成・確保と活力の発揮

地方分権の進展や行政需要の高度化・多様化に的確に対応し、効率的な行政運営を 推進するためには、市職員としての必要な知識と行動力を持ち合わせることが必須条 件である。

このため、職員一人ひとりの資質の向上と能力開発に努め、新しい時代の要求に適合する人材の確保・育成及びその活用を図る。

# (1) 能力開発の推進

職員の能力開発については、職員による自己啓発はもとより、住民ニーズ・行政ニーズを的確に捉えた職員研修の実施等効果的な研修の実施に努める。

また、地方分権時代において、市民ニーズの変化や時代の流れに対応した、特色 ある施策の展開が図れるよう、政策形成能力や創造的能力を有する人材の育成を図 る。

# (2) 人材の活用

限られた人員で少子高齢化、情報化、国際化時代に対応し、あらゆるニーズを的確に把握し、それを行政に反映させるためには、能力開発の推進にあわせて、人材の有効活用を積極的に推進する。

# 【主な改革検討事項】

人事考課制度における新制度の導入検討について

#### 6 情報化の推進と窓口業務等行政サービスの向上

高度化・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応し、きめ細かな施策の展開を図るためには、行政情報の OA 化を積極的に進め、その全庁的な共有化、相互活用が必要になってくる。

一方、ガラス張りの行政運営を推進し、市民が主人公の市政執行を進めるためには、 市民の意見を十分反映することが必要であり、そのためには市民の必要とする行政情報の速やかな提供が必要となってくる。

#### (1) 事務処理の OA 化の推進

市民サービスの向上、事務処理の高度化・効率化・迅速化を図ることから、現在の経済情勢と投資的効果を考慮しながら、パソコン等を積極的に導入し、OA 化を

推進する。

# (2) 行政情報のネットワーク化

庁内情報の総合的・横断的な活用、各種情報の有効活用を図るため、インターネット等の高度情報通信技術を利用し、行政情報のネットワーク化を推進する。

# (3) 窓口対応の改善と行政サービスの総合化

市民が訪れる窓口における行政サービスの向上は、市政への信頼性を更に増大させる大きな要素であると考えることから、庁内組織間における連携を更に強化させ、申請事務手続の正確かつ迅速な取扱いが行政サービスの最たるものである。今後は研修等により接遇の向上に努める。

また、本市を訪れた方が、迅速かつ快適な窓口サービスを受けることができるよう、庁内情報のネットワークを活用した総合的在受付処理業務の検討や目的箇所の 把握が容易な案内表示等利用しやすい施設の整備に努める。

# 【主な改革検討事項】

新しい情報提供手段の検討について

## 7 公正の確保と透明性の向上

地方分権時代にふさわしい開かれた市政運営を進めるため、公平性・透明性をより 一層高める行政手続制度の適正な運用を更に推進するとともに、行政情報の積極的な 提供を行うものとする。

#### (1) 行政手続制度の適正な運用

行政手続法及び行政手続条例の適正な運用を推進し、行政運営における公正の確保及び透明性の一層の向上を図る。

#### (2) 行政情報の公開の推進

プライバシーの保護に留意しつつ、市民にわかりやすい行政運営の情報提供を更に推し進めるため、平成 12 年 10 月施行の情報公開条例の適正な運用と、広報紙、インターネット等の媒体を利用し、行政情報の提供をさらに充実させ、市民からの意見・質問等にもその活用を広めるよう努める。

#### 【主な改革検討事項】

バランスシートの導入検討について

# (3) 監査機能の強化

地方分権の推進に伴い、監査委員制度の果たす役割がますます重要になっている ことから、監査の一層の充実を図るとともに、外部監査制度の活用についても検討 する。

# 8 市民参加の一層の推進

地方分権時代に対応し、魅力あるまちづくり、特色のあるまちづくりを推進するため、市民とともに考える、いわば協働関係の構築を図るとともに、市民の声を施策に 反映するよう努める。

市民参加の更なる推進には、市政情報の提供や、市民の声を聴取するような一方通行の手法ではなく、行政側から「投げかける」「問いかける」「訴える」という市民との対話・情報の交換等が必要である。

また、政策形成における「民間の知識」等積極的に取り入れるため、市長の諮問機関の構築を検討する。

さらに、今後ボランティアの役割が高まることから、その普及、啓発を図る。

# 【主な改革検討事項】

パブリックコメント制度の導入検討について